

## 専決処分の報告について

### 1 報告案件

志村消防署の敷地内における接触事故に係る損害賠償額の決定

### 2 専決処分の内容

接触事故に係る損害賠償について、「訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日区議会議決）」に基づき、損害賠償額を区長専決処分により決定し、示談書を取り交わした後、支出する。

### 3 事故の概要

令和元年10月31日11時30分頃、板橋区相生町17番1号志村消防署敷地内において、危機管理室所有軽自動車を駐車しようとして後退したところ、既に駐車していた車両に接触し相手方車両が損傷した。

### 4 区の責任

危機管理室所有軽自動車の運転をしていた区職員が、車両後退時、後方確認を怠ったため、区の責任が問われるところである。